

株式会社放射線管理研究所「登録検査機関」及び 「登録定期確認機関」の登録について（案）

平成 27 年 9 月 16 日

原子力規制委員会

1. 経緯

平成 27 年 9 月 4 日、株式会社放射線管理研究所から、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射線障害防止法」という。）第 41 条の 15 の規定に基づく登録検査機関の登録の申請及び同法第 41 条の 17 の規定に基づく登録定期確認機関の登録の申請（以下「本申請」という。）があった。

2. 欠格条項、登録の要件等の確認

登録認証機関等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 37 号）第 16 条及び第 30 条の規定に基づく申請書等について確認した結果、本申請が、放射線障害防止法第 41 条の 16 及び第 41 条の 18 の規定においてそれぞれ準用する同法第 40 条各号の規定に定める欠格条項に該当せず、また、同法第 41 条の 16 及び第 41 条の 18 においてそれぞれ準用する同法第 41 条第 1 項各号の規定に基づく登録の要件等に適合しているものと認められるため、原子力規制委員会は、別紙 1 及び別紙 2 のとおり申請者に通知を行う。（確認の概要は別添参照）

3. 今後の予定

原子力規制委員会は、株式会社放射線管理研究所を登録検査機関及び登録定期確認機関に登録をしたことについて、登録認証機関等に関する規則第 29 条及び第 43 条の規定に基づき、官報で公示を行う。

株式会社放射線管理研究所は、登録検査機関及び登録定期確認機関として、放射線障害防止法第 41 条の 16 及び 41 条の 18 の規定においてそれぞれ準用する同法第 41 条の 5 第 1 項の規定に基づき、検査業務規程及び定期確認業務規程を定め、それぞれの業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。

(別添)

株式会社放射線管理研究所「登録検査機関」及び 「登録定期確認機関」の登録申請に関する確認の概要

1. 会社概要

- (1) 会社名：株式会社放射線管理研究所
- (2) 代表取締役：佐藤信吾
- (3) 設立：平成27年5月15日
- (4) 業務内容
 - ・ 放射線障害防止法に基づく登録検査機関としての検査業務及び登録定期確認機関としての定期確認業務
 - ・ 放射線安全管理に係る支援業務
 - ・ 放射線安全管理に関する出版物の発行及び講習会の開催 等

2. 確認の概要

(1) 申請書及び添付書類

株式会社放射線管理研究所が行った放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第41条の15の規定に基づく登録検査機関の登録の申請及び同法第41条の17の規定に基づく登録定期確認機関の登録の申請（以下「本申請」という。）について、登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号）第16条及び第30条に定める申請書及び添付書類が、表1のとおり全て提出されたことを確認した。

表1 申請書添付書類の提出状況

添付書類	登録検査機関	登録定期確認機関
定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○	○
役員の氏名及び経歴を記載した書類	○	○
放射線障害防止法第40条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類（同法第41条の16及び第41条の18においてそれぞれ準用）【欠格条項の確認】	○	○
放射線障害防止法第41条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類（同法第41条の16及び41条の18においてそれぞれ準用）【利害関係者に支配されていないことの確認】	○	○

申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの【債務超過の状態にないことの確認】	○	○
検査員等の氏名を記載した書類及び検査員等が放射線障害防止法第41条の16において読み替えて準用する同法第41条第1項第1号又は第2号に該当する者であることを説明した書類／定期確認員等の氏名を記載した書類及び定期確認員等が放射線障害防止法第41条の18において読み替えて準用する同法第41条第1項第1号又は第2号に該当する者であることを説明した書類【知識経験を有する者が業務及びその管理を行うことの確認】	○	○
それぞれ検査業務又は定期確認業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類	○	○

(2) 欠格条項

本申請が、放射線障害防止法第41条の16及び第41条の18の規定においてそれぞれ準用する同法第40条各号の規定に定める下記欠格条項のいずれにも該当しないことを表2のとおり確認した。

表2 欠格条項の該当状況

欠格条項	登録検査機関	登録定期確認機関
(1) 放射線障害防止法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	該当しない	該当しない
(2) 放射線障害防止法第41条の12の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者	該当しない	該当しない
(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち放射線障害防止法第40条第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの	該当しない	該当しない

(3) 登録の要件等

本申請が、放射線障害防止法第41条の16及び第41条の18の規定においてそれぞれ準用する同法第41条第1項各号の規定に基づく登録の要件等のすべてに適合することを表3の通り確認した。

表3 登録の要件等の適合状況

登録の要件等	登録検査機関	登録定期確認機関
(1) 知識経験を有する検査員が施設検査等を行い、その人数が3名以上であること／知識経験を有する定期確認員が定期確認を行い、その人数が3名以上であること	○	○
(2) 知識経験を有する専任の主任検査員が施設検査等の管理を行うものであること／知識経験を有する専任の主任定期確認員が定期確認の管理を行うものであること	○	○
(3) 登録申請者が利害関係者に支配されていないこと	○	○
(4) 債務超過の状態にないこと	○	○

(注1) (1)については、3名が放射線障害防止法第41条の16及び第41条の18の規定においてそれぞれ準用する同法第41条第1項第1号イの規定「第一種放射線取扱主任者免状を有する者」に該当する。

(注2) (2)については、1名が放射線障害防止法第41条の16及び第41条の18の規定においてそれぞれ準用する同法第41条第1項第2号イの規定「検査員の業務に5年以上従事した者」及び「定期確認員の業務に5年以上従事した者」に該当する。

(注3) (3)については、役員3名のうち1名が放射線障害防止法別表第5第3号の規定に基づく利害関係者に該当するが、利害関係者の割合が2分の1を超えていないことから、同法第41条の16及び第41条の18の規定においてそれぞれ準用する同法第41条第1項第3号ロの規定には該当しない。また、登録申請者は同法第41条の16及び第41条の18の規定においてそれぞれ準用する同法第41条第1項第3号イ及びハの規定には該当しない。

(注4) (4)については、株式会社放射線管理研究所が申請年の5月に設立されたことを踏まえ、登録認証機関等に関する規則第16条及び第30条第1号ホの規定「申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録及びこれらに準ずるもの」のうち「これらに準ずるもの」として、同社に設立時の財産目録の提出を求め、債務超過の状態にないことを確認した。

(別紙 1)

(案)

原規放発第 号
平成 27 年 9 月 日

株式会社放射線管理研究所
代表取締役 佐藤 信吾 宛て

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

登録検査機関の登録について (通知)

平成 27 年 9 月 4 日付け貴文書により申請のあった標記の件について、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和 32 年法律第 167 号) 第 12 条の 8 第 1 項に規定する登録検査機関として登録をしたので、通知します。

(別紙 2)

(案)

原規放発第 号
平成 27 年 9 月 日

株式会社放射線管理研究所
代表取締役 佐藤 信吾 宛て

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

登録定期確認機関の登録について (通知)

平成 27 年 9 月 4 日付け貴文書により申請のあった標記の件について、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 12 条の 10 に規定する登録定期確認機関として登録をしたので、通知します。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(昭和32年法律第167号)(抄)

第三章 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務等

(施設検査)

第十二条の八 特定許可使用者（放射性同位元素（密封された放射性同位元素であつて、その構造、使用状況等からみて放射線障害のおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の使用をする許可使用者（貯蔵する放射性同位元素の密封の有無に応じて政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を設置するものに限る。）又は放射線発生装置の使用をする許可使用者をいう。以下同じ。）は、使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下「使用施設等」という。）を設置したとき、又は第十条第二項の許可を受けて使用施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該使用施設等について原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等の使用をしてはならない。

2 許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下「廃棄物詰替施設等」という。）を設置したとき、又は第十一条第二項の許可を受けて廃棄物詰替施設等の位置、構造若しくは設備の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃棄物詰替施設等について原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該廃棄物詰替施設等の使用をしてはならない。

3 前二項の規定による検査（以下「施設検査」という。）において、使用施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可又は第十条第二項若しくは第十一条第二項の変更の許可の内容（第八条第一項（第十条第三項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件を含む。）に適合しているときは、合格とする。

(定期検査)

第十二条の九 特定許可使用者は、使用施設等について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

2 許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設等（廃棄物埋設地（その附属設備を含む。以下同じ。）である廃棄施設を除く。）について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

3 前二項の規定による検査（以下「定期検査」という。）は、当該使用施設等又は廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号まで又は第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(定期確認)

第十二条の十 特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者（以下「登録定期確認機関」という。）の確認（以下「定期確認」という。）を受けなければならない。

一 第二十条第一項及び第二項の原子力規制委員会規則で定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線による汚染（以下「放射性同位元素等による汚染」という。）の状況が測定され、その結果について同条第三項の記録が作成され、保存されていること。

二 第二十五条第一項又は第三項の帳簿が、それぞれ同条第一項又は第三項の原子力規制委員会規則で定めるところにより記載され、同条第四項の原子力規制委員会規則で定めるところにより保存されていること。

第五章 登録認証機関等

(欠格条項)

第四十条 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登

録申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第四十一条の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第四十一条 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。

- 一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。
 - イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者
 - ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
 - ハ 学校教育法 による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
 - ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。
 - イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者
 - ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 三 登録申請者が、別表第四に掲げる者（以下「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項 に規定する親法人をいう。）であること。
- ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項 に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 四 債務超過の状態にないこと。

（設計認証業務規程）

- 第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。
- 3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（登録検査機関の登録）

- 第四十一条の十五 第十二条の八第一項の登録は、施設検査及び定期検査（以下「施設検査等」という。）に関する業務（以下「検査業務」という。）を行おうとする者の申請に

より行う。

(準用)

第四十一条の十六 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十二条の八第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十一条第一項第一号及び同条第二項第三号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「施設検査等」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任検査員」と、「設計認証業務」とあるのは「検査業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録検査機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「検査業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「検査員等」と、第四十一条第一項第一号中「設計認証員」とあるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「第四十一条の十五に規定する施設検査等（以下単に「施設検査等」という。）」と、同項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録検査機関登録簿」と、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の十五に規定する検査業務（以下単に「検査業務」という。）」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法」とあるのは「原子力規制委員会規則で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録定期確認機関の登録)

第四十一条の十七 第十二条の十の登録は、定期確認に関する業務（以下「定期確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第四十一条の十八 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十二条の十の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十一条第二項第三号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「定期確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「定期確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任定期確認員」と、「設計認証業務」

とあるのは「定期確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録定期確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「定期確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「定期確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期確認機関登録簿」と、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の十七に規定する定期確認業務（以下単に「定期確認業務」という。）」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法」とあるのは「原子力規制委員会規則で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表第五（第四十一条の十六、第四十一条の十八関係）

- 一 特定許可使用者
- 二 許可廃棄業者
- 三 放射性同位元素の製造、販売若しくは賃貸又は使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等の工事の請負を業とする者であつて、前二号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

登録認証機関等に関する規則

(平成17年6月1日文科科学省令第37号)

第三章 登録検査機関

(登録の申請)

第十六条 法第四十一条の十五の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - ハ 法第四十一条の十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ニ 法第四十一条の十六において準用する法第四十一条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ホ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
- 二 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

(中略)

- 三 検査員等の氏名を記載した書類及び検査員等が法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類
- 四 検査業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(検査業務規程の認可の申請)

第二十一条 登録検査機関は、法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、検査業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 2 登録検査機関は、法第四十一条の十六において準用する法第四十一条の五第一項後

段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、検査業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（検査業務規程の記載事項）

第二十二條 法第四十一條の十六 において読み替えて準用する法第四十一條の五第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 検査業務を行う場所に関する事項
- 三 検査業務の実施方法に関する事項
- 四 施設検査等の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 施設検査等に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 六 施設検査合格証又は定期検査合格証の交付に関する事項
- 七 検査員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 八 検査業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 検査業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十一 その他検査業務の実施に関し必要な事項

（公示）

第二十九條 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 法第十二條の八第一項の登録をしたとき。	一 登録検査機関の氏名又は名称及び住所 二 検査業務の内容 三 検査業務を行う事業所の所在地 四 登録した年月日
-----------------------	---

（以下略）

第四章 登録定期確認機関

(登録の申請)

第三十条 法第四十一条の十七 の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - ハ 法第四十一条の十八 において準用する法第四十条 各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ニ 法第四十一条の十八 において準用する法第四十一条第一項第三号 イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ホ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

(中略)

- 三 定期確認員等の氏名を記載した書類及び定期確認員等が法第四十一条の十八 において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号 又は第二号 に該当する者であることを説明した書類
- 四 定期確認業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

第三十五条 登録定期確認機関は、法第四十一条の十八 において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項 前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、定期確認業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 2 登録定期確認機関は、法第四十一条の十八 において準用する法第四十一条の五第一項 後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、定期確認業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(定期確認業務規程の記載事項)

第三十六条 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 定期確認業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 定期確認業務を行う場所に関する事項
- 三 定期確認業務の実施方法に関する事項
- 四 定期確認の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 定期確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 六 定期確認証の交付に関する事項
- 七 定期確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 八 定期確認業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 定期確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十一 その他定期確認業務の実施に関し必要な事項

(公示)

第四十三条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 法第十二条の十の登録をしたとき。	一 登録定期確認機関の氏名又は名称及び住所 二 定期確認業務の内容 三 定期確認業務を行う事業所の所在地 四 登録した年月日
--------------------	---

(以下略)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和32年法律第167号)に基づく登録認証機関等について

1. 経緯等

- 昭和55年に規制の充実と合理化を図るため「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)が改正され、国が行う規制業務の一部を指定する民間機関に代行させる指定機関の制度が整備された。
- その後、公益法人改革を踏まえて平成17年に放射線障害防止法が改正されたことにより登録機関制が整備された。

2. 登録認証機関等

- 原子力規制委員会は、登録認証機関等への登録申請者が放射線障害防止法第40条に規定する欠格条項に該当せず、第41条に規定する要件を満たす場合には、登録をしなければならない。
- 株式会社放射線管理研究所は、現在公益財団法人原子力安全技術センターのみが登録されている「登録検査機関」、「登録定期確認機関」への登録を申請している。

株式会社放射線管理研究所

登録認証機関等	登録機関名	登録日
登録認証機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
登録検査機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
登録定期確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
登録運搬物確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
登録濃度確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成25年3月11日
登録試験機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年11月29日
登録資格講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年11月7日
	公益社団法人日本アイソトープ協会	平成17年10月25日
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	平成17年11月29日
	一般財団法人電子科学研究所	平成20年1月31日
登録定期講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	公益社団法人日本アイソトープ協会	平成17年11月29日
	一般財団法人電子科学研究所	平成17年11月29日
	公益社団法人日本診療放射線技師会	平成17年12月1日

- 「登録検査機関」は、放射線障害防止法第12条の8第1項の規定に基づき、特定許可使用者が、使用施設等を設置したとき又は第10条第2項の許可を受けて使用施設等の位置、構造等を変更したとき当該施設等の使用前に受けなければならない検査(施設検査)を行う。
- 「登録定期確認機関」は、放射線障害防止法第12条の10の規定に基づき、特定許可使用者及び許可廃棄業者に対して、定期的に汚染状況の記録、帳簿の作成、保存の確認(定期確認)を行う。